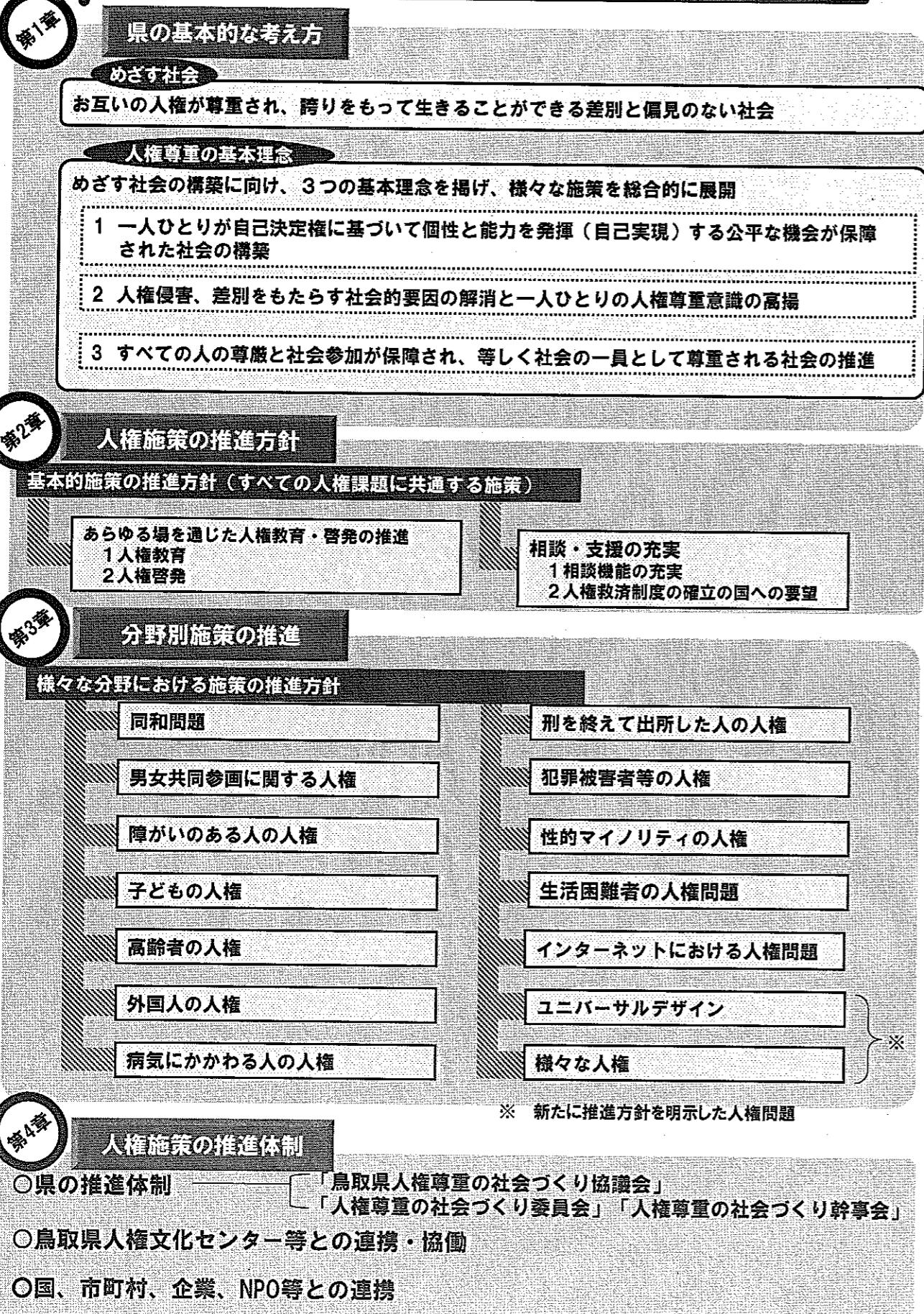


人権施策基本方針 体系図



鳥取県人権施策基本方針(第3次改訂) -ダイジェスト版-

鳥取県では、平成8年に全国に先駆けて制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づいて、翌平成9年4月に人権問題を挙げるなど総合的な人権施策の基本方針を策定しました。

その後、平成16年3月、平成22年11月に2度の改訂を行ったところですが、現在の社会情勢の変化に伴い、新たに顕在化した問題や人権意識調査の結果を踏まえ、第3次改訂を行いました。

改訂のポイント

(1) 社会情勢の変化に伴う基本方針の見直し等

ア より一層の対応が求められている課題への対応

(例) ヘイトスピーチ、いじめ問題、子どもの貧困、職場における人権問題等
イ 人権意識調査結果の反映

・意識調査の結果を基に今後の取組の方向性の見直し

ウ 全体的な文書の修正

・基本理念等の内容がよりわかりやすくなるよう、文書を修正

(2) 構成等の見直し

ア 個別人権分野の見直し

・13分野(第2次改訂)から14分野に変更 (1分野削除・2分野追加)

・「個人のプライバシー」を「様々な人権」に移動

・「ユニバーサルデザインの推進」「様々な人権」を追加

イ 年表の作成

・人権をめぐる国際社会、国及び県の動向を年表にして集約。

ウ 具体的施策(別冊)の作成

・基本方針に関連する個別の施策・事業を別冊としてとりまとめ、年度ごとに更新

1 基本的な考え方

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」

をめざし、次の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築

②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

2 人権施策の推進方針

■人権教育

人権教育の指導（学習）方法・内容の工夫・改善

学習者が主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、
指導（学習）方法・内容の工夫・改善

評価の指標を明確に定めたPDCAサイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成する
ため、人権教育の推進体制や実践内容等の見直し

■相談・支援の充実

相談支援の充実

- ・環境づくり
- ・関係者との連携
- ・相談員の資質の向上、相談者本位の対応
- ・総合的な相談窓口による対応

救済制度の確立の国への要望

実効性のある救済制度の確立についての国要望

3 分野別施策の推進

同和問題

問題解決への主体的な取組を推進し、部
落差別のない社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 隣保館における相談機能等の充実
- (3) 就労の支援
- (4) 差別事象等への対応
- (5) 関係団体との連携

障がいのある人の人権

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と
個性を尊重し、安心して暮らすことができる
社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 障害者差別の解消に向けた取組
- (5) 社会参加と雇用の推進
- (6) むらしやすいまちづくりの推進
- (7) 特別支援教育の充実
- (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

高齢者の人権

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 社会参加・健康づくりの推進
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) むらしやすいまちづくりの推進
- (6) 認知症関連施策の充実
- (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

■人権啓発

県民

- ・効果的な啓発・情報提供
- ・効果的な啓発手法

企業

- ・事業主等への人権啓発
- ・公正採用選考に関する取組

特定職業従事者

医療保健関係職員、福祉関係職員、
教職員、行政職員、警察職員、消防
職員に対する啓発

外国人の人権

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮ら
していく社会の実現

- (1) むらしやすいまちづくりの推進
- (2) 生活情報の提供の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 教育・啓発の推進
- (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
- (6) 外国人の社会参画の推進

病気とかかわる人の人権

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また
患者本位の医療体制の構築された社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備
- (4) ハンセン病回復者等への支援
- (5) HIV感染者、エイズ患者への支援
- (6) 難病患者等への支援

犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて
適切な支援を受けられる社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

性的マイノリティの人権

性的マイノリティの人々が自尊感情を持つ
て自己決定、自己選択できる社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実

生活困難者の人権

経済的な生活困難に直面している人々が、健康
で文化的な生活を営める社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 生活困難者への自立支援
- (3) 生活困難者への就労支援
- (4) 正規雇用に向けた就労支援

インターネットにおける人権

誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる
社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) インターネット上での人権侵害行為への対応
- (4) 青少年の健全な育成のための環境整備

ユニバーサルデザイン推進

すべての人が等しく社会の一員として尊重される
ユニバーサル社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) カラーUDの推進
- (3) 関係機関等との連携
- (4) 公共施設等のUD化の推進

様々な人権

多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

- ◆ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ◆ 東日本大震災等災害に関する人権問題
- ◆ アイヌの人々
- ◆ 個人のプライバシー
- ◆ 職場における人権問題
- ◆ ひきこもり

4 人権施策の推進体制

○県の推進体制

「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」

○鳥取県人権文化センター等との連携・協働

「人権尊重の社会づくり委員会」「人権尊重の社会づくり幹事会」

○国、市町村、企業、NPO等との連携